

研究ノート

政治思想における空間論的転回の意義に関するノート

はじめに

本稿は、犬塚元の「政治思想の『空間論的転回』——土地・空間・場所をめぐる震災後の政治学的課題を理解するために」に
触発されて、政治思想における空間論的展開に関して、近年展
開されている議論を整理し、空間論という視点を導入すること
で何を問題として問おうとしているのか、あるいはどのような
新たな問題を発見しうるのかという問いを改めて考え、整理し
た一つの覚書である。

ところで、本稿が空間論に着目する意図を明確にするために
も、ここでいう「空間」とは何かという点についてははじめに付
言しておきたい。犬塚元によると、二〇一一年の東日本大震災

伊藤 洋典

による原発事故は、土地・空間・場所との関係が個々人のアイ
デンティティや法的地位にとつて大きな課題であることを示し
た。一定の場所から離れて暮らすことを外的な要因で余儀無く
された場合、あるいは帰るに帰れない状況に陥った場合、時間
的に蓄積されたその土地との関係性やこれまで暮らしていた自
治体の「住民」としての地位はどうなるのかという問題が発生
した。その問題を通して、「土地・空間・場所との関係の破壊
に対する賠償や支援のありかたは、土地・空間・場所との関係
をどのように理解するかという、という理論的な問いと直結す
る」¹⁾。このように、生活と関係の深い土地や場所との関係を政
治的共同体の理解や人権を構成する重要なファクターとして位
置づけるべきかどうかという問題が意識されることになったの

である。

もちろん、空間的要因を積極的に課題として取り上げるとい
うのは今に始まったことではない。犬塚もいうように、政治思
想史においては、土地に根ざした共同体への帰属を重視するか、
人的団体としての共同体への帰属を重視するかでかなり異なっ
た政治的共同体理解が古代以来あった。こうした歴史を背景に
もつ問題であるが、特にロマン主義やナショナリズム、コミュ
ニタリアニズムなどは積極的に土地や場所との関係を語ってき
たし、いまでもそうである。近代化が進み、社会の流動性（モビ
リティ）が高まり、生活が一定の場所に拘束される度合いが低
下すればするほど、場所との関係性をどう考えるかという問題
が意識されるようになってきたといつてよい。それは一定範囲
の土地という意味での場所との関係のみならず、人間の共同性
をどう考えるかという問題と密接に関連して問われてきた。近
年のコミュニティをめぐる議論の隆盛なども、こうした人間と
土地や場所との結びつきに着目するという空間論的問題意識の
一端であるといえる。近年の代表的な議論である広井良典のコ
ミュニティ論も、地域との結びつきが強い年齢層の増加からコ
ミュニティを論じており、土地との結びつきを強調する一例と
いえる。^③

本稿は、こうした問題意識を背景として、戦後日本における
空間論の問題を、主に近代化や開発政治における地域という観
点を意識して整理し、空間論の問題領域の見取り図を描くこと

を目指す。地域と開発という問題に関しては、往々にして、公
害や環境問題として捉えられ、住民と開発を推進する政治主体
との対立関係の観点から論じられることが多かった。自治ある
いは住民自治も権力との対抗関係で言及されることが多く、ア
クターの行為に着目されてきたといつてよい。しかし、空間と
いう観点を取り入れた場合、住民という存在も一義的なもので
はなくなる。移動型社会の空間構造は自治体と一致せず、自治
の主体も定かではない。さらにいえば、選挙権などの政治的権
利はあっても、自らが住む地域の空間構成や空間管理に関する
権利なしには、本来、自治などありえないといつてよいだろう。
こうした問題意識からここでは空間論、すなわち空間という視
点から人間の存在様式と政治のあり方を論じ、それがもつ政治
学的可能性を探る。

なお、本稿で用いる用語について一言付言しておく。本稿で
は、人間の存在様式や民主的共存の関係を支える基盤として
「空間」という視点を提示し、これを本稿のテーマとしている
が、この場合は、人間の存在基盤として広い意味で用いている。
これとは別に、特に「場所」と対比させて「空間」という言葉
を用いる場合もある。この場合は、特定の範囲を持った場所と
対比させて、無限定の空間という意味で用いている。したがっ
て、広い意味の「空間」と「場所」概念の反対としての「空間」
という二つの用語法が混在している。混乱は避けたかったが、
これらの用語、とくに「空間」という用語があまりに一般的な

言葉であるために、他に代替できる言葉が見つからないという事情もあり、文脈で判断できると思われる部分に関してはとくに断っていない。

一、空間論の論点

犬塚は政治思想における空間論的転回という観点から振り返っているが、本稿ではこうした考察を参考にしつつ、まずは空間論に関して現在の議論状況を紹介し、論点を整理してから、空間論から見た戦後日本における政治課題について議論したい。

ボルノウはその著書『人間と空間』において、「われわれもまた空間について、数学者や物理学者の抽象的空間と八具体的に体験されている人間的空間⁽⁴⁾とを区別することができる」と述べている。いうまでもなく、後者は人間の居場所として、現にそこにある空間として人間に関与している空間であり、特別な意味をもつ。この区別で直ちに明らかかなように、これは今日広く見られる区別、空間と場所の区別、場所性と没場所性の区別、あるいは「生きられた空間」と「抽象的空間」などの区別とも照応する。人間が生きていくに際して、生きる場である空間がその関与の仕方に応じて濃淡をもっていることはいままでもない。ボルノウの区別は、その濃淡の表現として、いわば典型的な区別であるといえる。

もっとも、この区別があまりに厳密すぎると、こうした区別

の有効性自体が問われるということになってくるであろう。が、ここは先を急がず、まずはボルノウのいうところを少し見ておこう。ボルノウの議論は、ハイデガーへの参照によってもわかる通り、現象学的手法による空間分析である。したがって主観に関連づけられた座標軸によって空間は捉えられることになる。人間が「前へ進む」とか「ひきかえす」とかいう場合、人間はどこからか前へ進み、どこかへひきかえすのである。この原点ともいえるべき空間のゼロ地点とは何か。ボルノウはこのゼロ地点を「住居」(Wohnung)と呼ぶ⁽⁵⁾。この住居を拠点として世界はコスモスとして理解される。ボルノウによると、コスモスとして理解された空間に人間は帰属意識をもち、逆に枠と統一性をもたない空間はカオスであり、そこに帰属意識をもつことはない。むしろそれは不安の世界であり、見捨てられたと感じる空間である⁽⁶⁾。

むしろ、ボルノウは閉じた空間を人間の空間として論じているのではない。開かれた地平をもつ空間も人間の空間として位置づけられている。例えば、住居はそれ自体動くこともあるし、また人間の生活においては道路や橋によって見知らぬ土地への移動も可能である。こうした移動を可能とする空間も人間の空間である。ただ、それはすでに特定のゼロ地点をもたない、客観的な空間であり、地図によって表される空間として、住居を拠点として捉えられた世界とは異なる世界を人間に与えるものとして位置づけられている。あるいは「さすらう」という人間

の行為は、新たな世界への出発として意味を与えられている。^⑦
 とはいえ、全体としてみると、ボルノウはやはり住居、すなわち「住まう」という、一定の場所に根をおろす人間のあり方を強調しているのは間違いない。

「住まう」ということは、……人間の生の根本的構えの一つである。人間は自分の家屋に住む。人間はより一般的な意味で町にも住む。しかし住まうということは、たんなる存在すること、あるいはその場所にいること以上のことである。なぜなら、これらふたつは空間に外面的な関係でのみ相対しているからである。実存主義者は、われわれが彼らに即して人間の現存在のぎりぎりの可能性をあきらかにしてみるかぎり、住まうということとをまったく知らない。その特色的な根本概念が示すように、実存主義者は世界のなかへ「投げ出されて」(geworfen) いて、自分が選んでさがしたのではない、自分にとつては本質的に疎遠なままの、原則的に任意の位置にいるのである。……このようにして実存主義者は、この地上にあつては永遠の異邦人のままであり、いかなる場所にもとくにむすびつけられておらず、つねに途上にはあつても、けつして目標にいたらないままである。／＼しかし、住まうということは、一定の場所ですこをわが家としてくつろぎ、その場所に根をおろし、その場所に適合していることである。^⑧」

「したがって住まうということとは、一つの確固たる位置を空

間のなかにもつこと、つまり、そこに根づいていることなのである。」^⑨

少々長い引用になったが、ここには「場所」という言葉に込められた意味、つまり人間がそこに根をおろし、自らのアイデンティティを確保する空間という意味が明確に語られている。このような根をおろす場所をもたないことが「故郷喪失」という状態である。ボルノウは、この場所という観点から実存主義批判をおこなっているが、ここで強調したいのは、このような「場所」という捉え方は、人間の存在基盤には一定の空間があり、そのような空間なしに存在することは不可能であるという捉え方である。抽象的で空洞のような世界に人間は存在しているわけではない。ボルノウのこうした人間把握は、それ自体はハイデガー以来の現象学的人間把握からの流れに位置づけられるが、しかし、これを一つの典型例として、空間的に人間存在を把握する場合の構図を明確に示しているといえる。

たとえば、イーファー・トゥアンは『空間の経験―身体から都市へ』において、「場所とは、人がそこに住むことのできる対象なのである。」と述べ、さらに「場所は組織された意味の世界であり、本質的には静的な概念である。」という。そしてこうした「場所」を、特定の意味をもたない、その意味では自由の働く領分である「空間」と対比させる。それは冒険と庇護、自由と束縛といった対比で語られもするが、こうした捉え方に

はボルノウの場所概念と通底するものを見出すことは容易であろう。同じことはエドワード・レルフにも見られる。「人間的であるということは、意味のある場所であるということ、自らの場所を持ち、また知ることである。」と述べ、これが根づくべき場所であり、アイデンティティの基盤であるという。こうした場所を持たないことは故郷喪失であるといい、ボルノウやトウアンの議論を同じ構図を提示する。

要するに、人間の帰属すべき対象として空間の一定の部分占める「場所」が想定され、人間のアイデンティティの基盤として捉えられるのである。こうした基盤になりえない場所は、もはや「場所」ではなく、「没場所」とか「空間」とかと呼ばれ、二元論的に対比されてきた。このような二元論的な空間把握は、すでに、マッシーらの批判もあるように、今日、どの程度有効かは検討する必要があるだろう。とくに、ウェブ空間などの登場によって、人間存在の基底となる空間が重層化してきている今日状況からすれば、事態はさらに錯綜していると考えられるが、さしあたり、人間の存在状況を空間的に把握するに際して、一つの参照点としてこうした二元論的空間論を再確認しておくことにする。

さて、これまでみてきた人間にとって有意義な空間としての「場所」と無意味な空間としての「空間」ないしは「没場所」という二元論的空間把握からすると、今日の問題はどのように

理解されるであろうか。今日、何が問題なのか。マッシーの二元論批判をみる前に、ここではオジェの議論をまずは参照しておく。

人類学者としてオジェは、「人類学が探求し研究する差異とは、そもそも空間上に位置づけられるものであって、時間上に位置づけられるものではない」と述べ、空間の重要性を指摘する。その上で「人類学にとっての空間は、まさしく人間集団によって意味を充たされた空間であり、いいかえれば象徴化された空間である」とする。このような空間を視点として人間のアイデンティティや生活を空間的に論じようするのである。

「個人の、そして集団のアイデンティティを構成するこうした関係（両親や同世代の仲間など≡引用者）のすべては空間的に表現されている。居住規制しかり（住みたいところに住める者はいない）。村落を区画へ分割することしかり。これは年齢組のシステムと結びつくことがある（世代に応じて区画もかわるわけである）。俗なる空間に対する聖なる空間（一族の祭壇がある場所）然り。私的空間に対する公的空間（年齢組が集合する空間）しかり、等々。」¹¹

このように、オジェは空間的に人間を把握する必要性を説くのであるが、その折、「場所」と「非—場所」という対概念を用いる。

「場所および非―場所という概念によって、わたしは現実の空間と、その空間を使用する者たちがそれをとり結ぶ関係と、この両者を二つながら指していることを確認しておきたい。場所とは、アイデンティティ付与的・関係的・歴史的なものとして定義される。アイデンティティ付与的とは、一定数の諸個人がその場所において自己確認をし、その場所を通して自己規定をすることができるという意味である。関係的とは、一定数の諸個人（その場所で自己確認と自己規定をおこなう当の諸個人）が、自分たちを相互に結びあわせている関係をその場所に読みとることができるという意味である。歴史的とは、その場所を占めている者たちが、往時に人が移住・定着した際の諸々の痕跡をその場所に認め、ある出自の表徴をそこに認めることができる」という意味である。」¹⁵⁾

「そうすると、アイデンティティも、他者との関係も、歴史も象徴化されていないような空間、それが非―場所であるということになるだろう。」¹⁶⁾

このように場所と非―場所について概念規定をし、その上で今日の問題を次のように述べる。

「しかしながら、今日の同時代世界を特徴づけているのは、経験的な意味での非―場所が増殖しているということにほかな

らない。交通の空間（高速道路、航空路、消費の空間（スーパーマーケット）、コミュニケーションの空間（電話、ファクス、テレビ、ケーブルネット）は、こんにち地球の全体に広がっている。それは、人が生を共にすることなく共存し、あるいは共生する空間である。」¹⁷⁾

と述べる。オジェの場合も、これまでみてきた論者と同様に、場所と非―場所という対比から問題を構築する。ただ、オジェの場合、ただちに非―場所を排除すべき空間として否定することはない。場所は意味に満ちた空間であるが、非―場所は自由の空間である。「場所にそなわった意味と非―場所にそなわった自由とが結合しうるような空間」の再構築が、（ユートピア的であるとはいえ）今日の課題であるという。オジェのこの指摘は、二元論的な対立を超えて、第三の空間を構想しているようであるが、それがどのような空間なのかは明示的ではない。またオジェの場合ほど明示的ではないにしても、これまでみてきた論者も、アイデンティティの基盤としての根づく場所を強調しているとはいえ、多かれ少なかれ、根づきの場所ではない空間を自由の場として捉えている。先に言及した「庇護と冒険」などの表現もそうだが、ボルノウの議論でも「さすらいあるき」という行為を論じている箇所がある。そこでこのように述べる。「さすらいあるきの本質的な諸特色」として「目的から解放されていることである。人間はさすらいあるくことを欲する。人

間はいつもの日常的世界からのがれ出ることを欲する。」¹⁹⁾「人間が、人間の現存在の目的へのあまりに大きくなった執着から脱出しようと試みる形式なのである。」²⁰⁾もつとも、ボルノウの場合は、この「さすらいあるき」も現存在の根源としての場所へと帰還することが前提とされていることには注意を要する。

いずれにしても、場所と非場所という二元論の対立とそれを超える第三の空間ともいべき方向性の提示という構造をここでは確認して、こうした二元論的構図を前提に置く議論に対するマッシーの批判をみておこう。

マッシーの批判は、ひとえに「場所」の観念がもつ地域的排他性に向けられている。それは「ローカルな共同体は独自の場所性をもち、文化はその領域をもち、もちろん国民は独自の八国民—国家Vをもつ、といった前提である。空間と社会は互いに地図化し合い、それらは一致し、ある意味において『最初から』それら他から分離されているという前提がきつちりと確立されていたのである。」²¹⁾という、場所を明確な境界線と独自の内実をもつ共同体として捉えることへの批判である。しかし、マッシーにいわせれば、それは「存在しなかつた何ものかへの郷愁（ノスタルジー）」以外のものではない。その心性は、今日のグローバリゼーションから逃れようとして、その反対のものへ逃げ込もうとする心性を表現したローカリズムの現れでしかない。それは「けつして起こってはなかつた過去への振り返る」ことである。²²⁾

マッシーの批判は、境界づけられたローカルな場所という観念がもつアイデンティティの閉鎖性への批判とグローバリゼーションがもつ権力性への批判が重なって展開されている。後者に関しては、「一方に空間の自由、もう一方に『自分自身の場所を占める権利』という、この二様の想像力は、その二重性という全き事実において、すでに力をもっている人々のために作用している。」²³⁾というように、グローバリゼーションは、自由な移動を必要としている一方で、「防衛すべき場所」²⁴⁾も想定されている。マッシーはこれを「差異と強固な境界のようなものによつて分割された世界」と呼び、ナシヨナリズムと関連づけて論じているが、他方で、この新自由主義は、どこにも移動できない労働者という空間的に固定された層を抱えていると主張する。同時に、公共空間の商業的支配についても論究する。²⁵⁾

マッシーの批判は、新自由主義的な「空間の私有化」²⁶⁾「民営化」による空間支配に向けられている。民主的に選ばれたわけではない所有者が空間を管理する権利を与えられていることに向けられている。ショッピングセンターなどに代表される、空間の私有化²⁷⁾「民営化」は、不平等な社会関係を反映し、また一定の排除を伴う。マッシーによると、ここで重要なことは、そこに住む権利を誰がもつのかという問題をどのように解決しうるのかという問題であり、かつこうした私有化に対抗する公共空間とは何かと問うことである。²⁸⁾注意を要するのは、民主的な公共空間なるものが、このような私有化された空間の対極に、その外

部に存在するのではないということである。民主的な公共空間の構築は、空間形成をめぐる社会諸関係に現れている権力と排除をめぐる闘争の中にかかない。「空間と場所が混沌、開放性、不確実性の諸要素を具現化するからこそ、空間、そしてここではとりわけ場所は、民主主義の圏域にとつての潜在的に創造的な坩堝なのだ。」

シヤタル・ムフやジャン・リュック・ナンシーらを参照して展開されているマツシーの議論では、空間ないしは場所は実践の場である、というよりも、「場所を実践する」⁽²⁸⁾あるいは「闘技場としての場所」という表現からも分かるとおり、場所や空間は静態的に存在するものではなく、実践を通して、そこに現れるものとして捉えられている。こうした把握は、アイデンティティの固定化に反対する姿勢にも一貫しているといえる。さて、これまでの整理から空間論に関するいくつかの論点を提示しておく。

「場所」を意味に満ちた場として捉えた場合、空間は「無意味」の世界となり、対比的に捉えられることになる。こうした二元論的対比が空間論あるいは場所論にはしばしばみられるが、このような二元論的把握では捉えきれないのが人間の世界である。これまでみてきた二元論的議論においても、このような二元論では捉えきれない空間理解が顔を出している。それは意味の場である「場所」の外に人間の自由を見出すという視点にも現れているように、意味の場である場所と自由の場である非一

場所（あるいは空間）の両立する広義の空間が必要であるという議論にみてとることができる。が、それでも意味の場としての場所と非一場所という概念を対比させねばならないのは、人間にとつての空間が濃淡をもつからであり、われわれがより深く根ざす場所とそうではない場所とが、やはりあるからにほかならない。このことの意味は、後にまた言及することにして、オジェの問題提起は、こうした濃淡をもつ空間を二元的ではなく、ある種のスペクトラムとして捉えることの必要性を訴えたものであろう。

こうした二元論とその超越という論点を第一とすれば、第二の論点として、ボルノウがわずかに言及している、道路網の整備が家屋を中心として形成されている空間とは別種の空間を作り出しているという視点から出てくる論点がある。⁽²⁹⁾この道路網によって世界は均質化され、ゼロ地点をもたない、客観的に表現される地図の世界となる。これはオジェが指摘している交通の空間、消費の空間、コミュニケーションの空間という視点と通じる。すなわち、そこに存在する人間にとつての意味という観点からみた「場所」と「非一場所」という空間の分裂とは異なり、技術の発達と生活空間の拡大によって、均質化された世界が現出し、われわれがその中を常に移動することを前提とした体系が、われわれの生きる場となる。移動は、もはや人間の足ではなく鉄道や車、飛行機などの機械によってなされ、人間の自由の表現でもあった異動は、機械との共同作業あるいは機

械への依存となる。機械による移動とそれを支える時間の均質化(時刻表)によって世界は構成されるのである。

われわれの生きる空間は人為の世界であり、われわれが根ざす場所も、飛び立つ世界も、大きな差異はなく、すでに客観的に、すなわち各自の意図とは無関係に成立している、体系化された世界にほかならない。交通や消費、コミュニケーションなど、さまざまな空間が重層化していても、われわれ自身はこれらのどの空間も、それを思い通りにすることができるわけではない、つまり支配しているわけではない、どこかに立脚点としてのゼロ地点があるわけでもない。オジェがいうように、こうした諸空間は、人びとが人生を共にすることなく共存している空間である。これは人間と空間の間にあるはずの親和的關係が希薄化したという意味でいえば、疎外という問題であろうか。ある場面ではそうであるといえるかもしれない。しかし、別な側面でいえば、それは政治的な問題でもあるといえる。

マツシーが指摘しているように、空間が私有化され民営化される現代では、誰がそこに住むか、誰がその空間に対して正当な権利をもっているかという問題をめぐって、闘争の契機が内在している³⁰。空間は、それが私有化の対象として排他的な権利の対象となるか、それとも公共の空間として、さまざまなアクターがそこに権利を主張する場となるかという岐路に立っている、という意味で民主主義の試金石である。ここには密接に関連しつつも、微妙に区別されるべき二つの論点がある。一つは、

空間は、開発の対象となることによって、人間の存在と乖離し、その存在基盤としての性質を失ってしまうのではないかという問題、今一つは、空間への権利を誰がもつのかという問題である。開発の対象となった空間に対しては、一つの経済的財として権利義務関係が確立される。しかし、そうなるが初めて見えてくることは、空間の対象化は人間の排除として、その生きる権利に対する大きな挑戦ではないかということである。管理＝排除に対する異議申し立てを、どのような場合に、どのような形で、どのような範囲で認めるかは、すでに日本でもこれまでの高度経済成長期の開発政治の中で、あるいは景観訴訟などのケースで見られた課題である。いわば、空間は民主主義の実践の場であり、民主主義の活動の対象でもあるのである。これを空間と民主主義の関係という問題として第三の論点として扱う。

これまでの三つの論点を端的に表現しておくこととなる。第一の論点として、場所と非場所という二元論とその超越。第二の論点として、開発の対象化による人間存在との乖離。第三の論点として、空間支配と異議申し立てがある。これらは、時に重なることはあっても、一応は区別されるべき論点である。とくに第二と第三は絡み合うことが多いと思われるが、空間の性質と空間への権利の問題として区別される。ついでに付言しておけば、この民主主義の問題は、誰が空間への権利を主張できるか、あるいは誰が空間管理に異議を申し立てることができる

かという、いわば権利保有者の範囲の問題、さらには自治の問題にも関わり、空間および人の範囲の問題が出てくる。アイデンティティの問題圏では、境界づけることはアイデンティティの固定化に繋がるとして批判されたところであるが、政治的次元では一定の範囲が引かれるべきであるかどうか。この点は、後に再度触れることにしよう。

ところで、ここで、こうした空間をめぐる日本での議論を一瞥しておこう。

二、日本での議論

本稿冒頭で言及した犬塚の論文以外に目を向けると、日本ではまず吉原直樹の研究があげられる。吉原は明示的に空間論的転回について言及し、社会科学を空間論として展開する可能性を探っている³²⁾。その研究の全体像をここで詳述することは難しいので、さしあたりの手がかりとして次のような近代日本の生成にかかる吉原の文章をあげておく。吉原は、近代的な時間・空間の形成とその後の変遷に注目するのであるが、この近代的時間・空間の形成に関して、次のように記す。

「近代日本の生成にかかわらせて簡単に述べておくなら、『幾何学の連続的空間』は近世末期の地図の作成を嚆矢とする国土空間の創出を介して、また『絶対的時間』は工場、学校、

軍隊さらには都市をメディア(Ⅱ場)としてクロック・タイムの機制を人びとに埋め込む(Ⅱ身体化/規律化する)ことを通して、国民国家の物語の形成に大きく寄与したといえよう」³³⁾

こうして吉原は近代の「均一で等速に進む時間と死んだ、凝固した空間を絶対視する時間—空間認識」(同)の今日の変容に焦点を当てるのである。端的にいえばそれは「広がりのある時間」と「生きられた空間」ということになるのであるが、無論、これは先に言及した「意味のある場所」と「無意味な空間」といった二元論的な議論ではない。今日のグローバル化が進む社会において、セネットが指摘したような「親密性の強制」あるいは親密圏への逃避に陥ることなく、また空間の私化にも陥らず、空間の「再公共化」を可能とするような「あらゆる人びとが出会う共通の場所」の具現化を考えていくことが課題であるとされる。これは近年のコミュニケーションとは違い、グローバルな多重的ネットワークと距離感覚に支えられた「見知らぬ者が出会い交流することによって由来する種々の共同(シナジー)が立ちあらわれている」というような類の共同性の出現への期待である。³⁴⁾

このような吉原の期待を念頭において、さらに次のような指摘は日本の現状を考えるためにも重要であると思われる。吉原は都市計画に関して、「都市計画の前提を均質な空間とそうした空間の(モノ、コト、ヒトを自由に位置づける)操作可能性

に置き、つまるところ都市計画における『没場所』性³⁶を強調する立場と、『均質空間が『開発』と『成長』の物語と結びつきながら、『支配』と利益の均衡をメルクマールとする都市計画によって積極的につくられてきた』とする立場があると指摘している。吉原は、このような都市計画の次元を超えた次元でのローカルガバナンスを求める立場であるが、ここでの指摘は、先の近代日本の空間形成とも連動して考えると、興味深い指摘であるといえる。要するに、国土空間の創出が、全体を均質空間として措定し、その開発可能性という観点から操作すること
を可能としたということは、ここで確認しておきたい。

吉原はその後の『コミュニティスタディーズ』においても、一定領域内に閉じた空間としてのコミュニティについて、すでにその実体的基盤を失ったものとして言及し³⁷、なおかつ規範的にもアイデンティティの困い込みの言説であるとして批判している。そして異質なものが混在する公共空間を強調する。この主張自体はさておくとして、吉原の議論の流れをみれば、「生きられる共同性」を可能にする脱領域的かつなごりを支える空間の形成に主眼が置かれているとみることができるといえる。

このような吉原の議論のほかに、篠原雅武の『空間のためにー 遍在化するスラム的世界のなかで』を取り上げてみよう。篠原は、私たちが暮らすこの世界を、『空間の質感』という観点から、空間論的思考をつうじて³⁸「考えていこうとする。篠原がここで論じようとしているのは、「空きテナントと更地と人通り

のない街路しかない街」という状況に陥った世界である。それは住むという質感をもった空間の崩壊した世界である。ここでいう質感³⁹というのは例えばこうである。

「人間は、空間において存在し、空間において行為し、空間において他者とかわる。私たちの日常生活は、空間において成り立ち、空間において営まれ、空間において存続する。空間は、そこで日常生活が営まれることではじめて空虚であることをやめ、日常生活は、なんらかの空間において営まれることではじめて実在のものとなり、具体性をもつことになる。」⁴⁰

この指摘は、ルフェーブル (Henri Lefebvre) の議論 (The Production of Space) を参照したものであるが、篠原の主眼は、近代的な空間の均質化によってこうした質感をもった空間が消滅しつつあるというのではなく、むしろこうした均質化、あるいは経済化が及ばない、見捨てられた空間が広がることである⁴¹。これが空間のスラム化である。篠原の議論は、吉原の議論とは異なり、近代的均質化自体ではなく、それすらも及ばなくなった空間を未来像として提示しようとする。生きるための空間でなくなった空間である。このような議論は、篠原がかつて展開していた空間の均質化や商品化、あるいは私的空間による公的空間の浸食といった議論と比べて (公共空間の政治理論)、その認識がさらに前進した感がある。とはいえ、こうし

た荒廃した空間の対極に置かれる空間は、やはり人びとが交わり、日常生活が営まれる空間であり、それ自体は吉原の描く空間とどの程度距離があるのかは、さらに検討が必要であろう。

さてこれまで吉原と篠原を手掛かりとして、空間に関する議論をみてきたが、こうした議論は、近年多くみられるようになってきた。早いものでいえば、花田達郎は『公共圏という名の社会空間』において、「近年様々な領域で空間への感受性が高まってきている。それは何を物語っているのであろうか。私のみるところ、それは近代Vの頂点でもたらした空間閉塞に対する知覚の反映であり、その閉塞状況に対する対抗戦略の模索の兆候である。」と述べ、近代的システムによる空間の均質性を批判している。また丸田一も『場所論』において消費空間の前面化による地域の「場所性」の喪失を問題としている。

空間に着目したこれらの議論が新しいのは、第一に、人間の暮らしをその住む世界と切り離さずに捉える点である。人間の暮らしは、通常は慣れ親しんだ世界において営まれるが、近代化とともにそうした世界は様相を変えることになる。人間の住む世界は、人為の世界となり、空間は管理の対象となつて行く。こうした変化とそれがもたらす人間の意味は、空間に着目することでの確に捉えることができる。第二に、わたしたちの日常生活が営まれる空間に視座をおくことで、その空間に貫徹する力、それは政治権力であつたり経済権力であつたり、あるいは振る舞いや行動を規定する文化的力であつたり、あるいはまた

時間管理を通して現れる規律であつたりするのであるが、こうした諸力を、日常性のなから捉えることを可能とする点である。第三に、吉原も指摘していたが、近代日本における国土の創出とそれによる地域支配の構造を空間支配として捉える点である。それは都市計画への言及でも指摘されていた「空間の操作可能性」ともいえる。政治学的に権力構造として中央による地方の支配をみるときは、政治制度の枠内で捉えることになるが、しかし、その視点では、そこに住む人間にとつて、自らの住む世界が「操作可能」な空間として位置づけられ、何らかの必要性があれば、それはただちにそこに住む人間から引き離され、「開発」されるということは、そこに住む人間もまた「操作可能」なものとして位置づけられるということを、どの程度の確に捉えられるのであろうか。空間論としてみたときがもつとも的確に捉えることができるのではないかと思われる。

そこで、日本での議論の一つの側面として、国土空間の支配という観点から開発政治と自治の問題を取り上げてみよう。

ここでは先に吉原に言及した際に指摘した「国土空間」の創出と空間の操作可能性という観点を手掛かりとして論点を辿っていく。取り上げるのは、戦後の国土開発政策である。国土開発については、そのルーツは、御厨貴によれば、二つのルーツがあり、一つは、明治以来のインフラストラクチャー整備計画に行きつく。鉄道、河川、道路などのインフラストラクチャーが地方利益のなかに位置づけられ、鉄道計画、道路計画、治水

計画といった個別計画の形で整備されていくことになるが、これらの個別政策の集積が総合計画の視点を持ち得るのはずっと後のことである一つのヒントとして御厨があげているのが、一九三五年の岡田内閣の東北開発問題に端を発した地域開発政策である。これはその後の広田内閣によって、東北興業株式会社法、東北振興電力会社法として、東北地方を一つのブロックとして捉えた地域開発的発想が芽生えたことをあげている。今一つのルーツは、都市計画である。これは「一つの都市の中に存在する河川・道路・鉄道・下水道・住宅など個別の開発主体を、土地規制など総合的観点から統一した開発計画にもりこんでいく」類の計画である。もともとこの都市計画は、ビジョンが先行し、予算的な裏付けがないままの状態が続いたため、実効性のないものであったが、こうした二つのルーツが並存している状況が変化し、日本全体を視野に入れた国土計画が形成されるのは日中戦争を契機とするというのが御厨の説明である。ここでは歴史的経緯は詳述できないが、一九四〇年になると企画院による『基本国策要綱』に、「日滿支を通ずる総合国力の発展を目標とする国土開発の確立」が明記され、これが国策の一つになる。それを受けて「国土計画設定要綱」が閣議決定される。本稿で注目したいのは、この国土計画が、人口と産業とを一定の土地に有機的に関連づけて、全体的な見地からその適正な配置を考え、国防にも資するように考えるのは、国家の仕事であるとしている点である。これが企画院を中心とする国

土計画であるが、他方で、内務省においても地方計画法の策定が開始され、工業の地方分散と大都市抑制を中心とする内容が固められてきた。こうした流れをいわば前史として、戦後に全国計画の策定が模索されながら、一九五〇年の国土総合開発法の制定につながる。

御厨の所説を辿りつつ、国土計画の歴史をみてきたが、国土計画はその形成過程において、開発と国防を大きな柱として、人口や産業を全国的観点から地域へ配置するという視点を得意なことが分かる。御厨は開発を巡って地域間の競争が展開されたことにも言及しているが、戦後的な競争がすでに出ているわけである。いってみれば、全国の国土を操作の対象としてみるという視点を次第に獲得してきたとみることができるのである。

戦後になると、荒廃した国土と増え続ける人口圧力を主な理由として、国土の総合的開発が立てられた。建設省計画局は『国土総合開発読本 きり拓かれてゆく日本』（昭和二八年）を著し、その中で総合開発の必要性を訴えている。「もとより、国土と人口の問題はいま始まったことではない。戦前の日本は、この国土と人口の矛盾を、外に向かって解決しようとして、武力を背景とした経済領域の拡大を企図し、遂に無謀な戦争に突入した。その結果は、完敗という悲惨な運命を招き、ますますこの矛盾を激化することになった。この追い詰められた現実に当面して、われわれは『国土の徹底的な開発、保全と完全な利

用による生活領域の拡大』すなわち国土の総合開発という方式だけが、われわれの運命を打開するために残された唯一の道であることを発見するのである。^④このような見解は、外務省調査局が昭和二十一年に出した『日本経済再建の基本問題』においてもみられ、戦後を国家資本主義の時代として捉えたこの報告書は、日本再建のためには「民族健康の保持と生産力の基本的培養」を目標として、その上に、人口と産業の能率的な配置計画を組み立てるべきであると述べている。無論、こうした見解が直ちに政策として反映されるわけではないが、総合計画の必要性という当時の政府の見解を表すものとして捉えることはできるであろう。この報告書では、地方組織も従来の内務省中心の警察的監督ではなく、開発により適的な形に改めるべきであるとも書かれている。

いずれにせよ、戦後のな条件のもとでこれまで外に向けられていたエネルギーを内に向け、資源開発や工業発展を中心とした国土開発をすることによって人口圧力と国際環境に対応していくこうとする考え方が明確に出てきたということはいえよう。全国総合開発計画の策定にはこうした背景があったとみてよい。こうした目標を達成するために、国土は一つの大きな空間として把握され、それをどう操作するかということが、計画の内実をなすことになるのである。その後、総合開発法の成立から全国総合開発計画の策定、そしてその計画に沿って各地域で開発が進められたわけであるが、そのような開発は地域間の開発競

争を招来し、陳情による政治を拡大した。しかし、これが地域にとってプラスの効果をもたらしただけでなく、大きな問題を残したことも周知のところである。

宮本憲一は、一九五〇年の総合開発法の成立以降の総合開発の動きを、一九五〇年代の多目的ダム建設を中心とする河川総合開発、一九六〇年代を重化学工業のコンビナートを中心とする拠点開発、一九七〇年代を国土の効率的分業化を理念とする巨大開発の時代に分けている。^⑤これは総合開発計画でいえば、新全国総合開発計画までである。第三次以降は定住圏構想や多極分散型国土構想などのさまざまがあるが、さしあたり新全総までの計画を材料として、本稿の趣旨から、いくつかの点を指摘して、この開発計画がもつ空間論的問題を整理しておきたい。

一九六二年の全総では拠点開発方式がとられ、全国を過密地域、整備地域、開発地域に分けて、それぞれに対応する施策を定めた。これは「この計画は、『国民所得倍増計画』および『国民所得倍増計画の構想』に即し、都市の過密化の防止と地域格差の縮小を配慮しながら、わが国に賦存する自然資源の有効な利用および資本、労働、技術等諸資源の適切な地域配分を通じて、地域間の均衡ある発展をはかることを目標とする。」^⑥という文言からみて取れる。実際には、拠点開発方式は、「新産業都市」の指定を求め、工場誘致を図ろうとする自治体間の激しい陳情合戦を招来したわりには、均衡ある発展という観点からは失敗であったといわれることが多い。山崎朗は、「当時

の委員の中の有力な人々は地域開発というよりも、企業の利益からすれば臨海地帯に太平洋ベルト地帯に企業が集中するのは当然であり地域開発の観点より工場を分散するというような着想は時の流れを逆さにするようなものであり、全然問題にならない着想だと頭から問題にされなかったのです」という伊東正義の言葉を紹介している。⁵⁶⁾

宮本憲一は誘致に失敗した自治体も、成功した自治体もそれぞれ問題を抱えることになった経緯を検証しているが、そこからわかることは自治体が企業の論理に逆らえなかった現実であり、公害などの問題を抱えても有効な手を打てなかった現実である。宮本憲一は、「拠点開発の方法は後進国開発方式の国内への適用」であるとして、次のように述べる。今日の資本主義はすでに高度に発達しており、工業資本以外に第三次部門を必要としており、工業資本自体も直接生産部門以外の管理部門の比重が大きくなっている。「これらの第三次産業部門の資本や産業資本の管理部門は都市施設を必要とし、外部経済に依存するので、大都市へ集中する傾向がつよい。⁵⁵⁾」したがって「資本の所有と管理機能は、中央へ集中をつづける。…大都市は地方が生みだす利潤＝富をあつめて、新しい都市型産業や行政・文化機関をおこす。」⁵⁵⁾このようにして、地方は中央への依存を強め、地方政治は中央財界の意向に左右される状況が作り出される。

辻清明はこのような開発政策に関して、日本では「都市を市

民連帯の場と見なす企業倫理や公共意識は成長せず、逆に都市はその域外の権力と結びついた企業利益の草刈り場という観を呈するに至ったのです。」⁵⁶⁾このような「食い逃げる産業の発展」⁵⁶⁾によって日本では公共社会の成長が阻止された」と指摘している。自治という観点からみたとき、このような開発方式は、国策として国家主導のもとに、住民どころか自治体でさえコントロールが困難な経済アクター（大企業）によって進められ、地域はその奉仕者となる。それぞれの自治体にはいわゆる自治的な制度は整っていない、そうした制度ではコントロールできない領分が大きくなってくるのである。経済発展という文脈では、自治の形骸化というよりも、蚊帳の外といった観を呈することになる。さらに補助金という形で、自治体はこぞって地域指定を中央に陳情するという状況のなかで、「地域開発の民主主義は、拠点開発にいたって、まったく姿を消したといっている。」⁵⁷⁾といわれるようになった。こうして住民は自らの居住空間をどうするかといった問題に対するコントロールを失うのである。

このような傾向は、新全総でもさらに明確になる。「もつとも荒々しい」全総ともいわれる。新全総は、一全総の失敗を意識して、さらなる開発指向を示す。公害の発生を意識して「自然との調和」を謳ってはいるが、国土利用をこれまで以上に高度化し、さらなる成長を目指すという姿勢を示している。「中枢管理機能の集積と物的流通の機構とを広域的に体系化する新

「ネットワークの建設」が目標とされる。⁽⁸⁴⁾まさに全国を一体として考え、開発の対象とするのである。詳細は述べないが、これまでの地域開発に関して、新全総のコメンタールという位置づけの『昭和六〇年の日本列島 新全国総合開発計画の解説』（経済企画庁総合開発局長宮崎仁編）によると、「地方の開発について単に必要な原理からのみ保護的に論ずるものではなく、合理性、効率性の観点から論ずるべき時期にきているとみられるのである。」と述べ、さらに「東京の中核管理機能を強化することが、日本全国の地域開発を促進していくことになる」という。さらに全国をブロックに分けて開発する方式を示した後、次のように述べる。「各ブロックの自主性に基づく開発構想が、全国的観点、長期的観点からみて、望ましい国土のあり方、豊かで快適な生活をもたらさうような方向を備えることが必要となる⁽⁸⁵⁾」といい、あくまで全国的視点を中心として考えている。まさに「ヘリコプターにのって国土を上からながめて、もつとも便利な地点に産業を配置し、より能率的に国民を利用する方法を考えた計画である」といえる。

広域生活圏と大型プロジェクトを柱とするこの新全総は、はからずも総合開発計画の基本的な思想を明らかにしたといえる。空間論的にみれば、「インフラの整備や情報産業の育成など、山崎朗の言葉を使えば、「空間克服」としての産業育成であったといえる。新幹線をはじめとした鉄道やモーターゼーション時代を見越した道路を作り、また国際港湾を整備するといった政

策は空間を一体的に管理する方向に進んでいた。そこでは住民の存在でさえ克服の対象とされてきた観がある。日本全国が大きなヒエラルキーに包摂されていくような方向に進んでいたといつてよい。産業内の序列が地域を序列化するという現象は今日でも多かれ少なかれみられるところであろう。

こうした空間形成、空間管理の思想のもとで、政治は陳情合戦を繰り返すことになる。このような状態の中で地方の政治はどうなるか。開発志向型の方向性を国と共有していれば、この政策は地域住民の所得向上にも資するものとして、地方にとって望ましいものとして受け入れられるであろう。⁽⁸⁶⁾あるいは逆に生活空間を脅かすものとして批判の対象にもなりうる。このことは多くの住民運動の例が示すとおりである。このような状況の中では地方の自治などは圧殺されるだけであるという見解もありえようし、逆にこのような中でも自治は働く可能性はある、あるいはむしろ高まっているという見解もありえよう。⁽⁸⁷⁾いずれにしても、こうした開発政治は居住空間に多くの人びとの目を向けさせる働きをした。

別の視点に目を転じれば、このような開発政治の展開と歩調を合わせるように、一九六九年には国民生活審議会から『コミュニティー生活の場における人間性の回復』という報告書が出され、地域における新たな人間関係の構築が提唱され、従来型の共同体に代わる自立した個人を中心とした連帯が議論されている。地域社会が開発の対象として操作可能な空間とされる一方

で、その中で地域に根ざしたコミュニティの形成が提唱されるというのは、皮肉といえれば皮肉であるが、地域という空間をめぐって相反する動きが同時進行していることは興味深い現象であるとはいえよう。多少深読みしてみれば、地域という空間は、開発のための資源として位置づけられる空間か、それともそこに「人間性の回復」を見出すような空間なのかという思想的対立を見ることもできようし、逆に、開発政治の進展を補う、いわば補完という意味を、このコミュニティ形成の動きに読み込むこともできよう。いずれにしても、この時期に、地域という空間が焦点化してきたことは確かである。

一九六〇年代や七〇年代は公害や開発に抵抗し、自らの生活空間を守ろうとする運動が目を引き時代であるといえる。自らの生活のための場所を守ることが民主主義の表現でもあったのである。いかなれば、場所を守ることが自治の表れでもあったといえる。マツシーがいうように、空間は民主主義の実践の場でもあったのだ。しかし同時に、空間の克服は人間の自由への一歩でもあった。場所を守ることと、自由の空間に生きることが容易には一致しない事柄であることはすでにみたとおりである。空間の操作化が空間の破壊に、さらには人間の破壊に至る面をもつことは、総合開発計画の帰結をみれば一目瞭然である。場所の破壊は自由の実現どころではなかった。しかし、空間の克服それ自体は、社会的流動性の高まりとともに個人の自由の条件として抗いがたい力をもったことも否定しがたい事柄である。

ろう。このせめぎ合いが、地域という空間において集中的に現れたとみることができる。

結びにかえて

東日本大震災の発生が、住民と空間、場所の関係を改めて目を向けさせることになったという点はすでにみた。場所をもつ権利という権利があるのかどうかは定かではないが、かつてハンナ・アレントは、政治的共同体に帰属することを「諸権利をもつ権利」といった。そのひそみに習えば、場所をもつ権利、場所に住む権利が、心身ともに安定的な生活を送ることができるといふことは是非とも必要である。もし外部的要因でそこを離れることを余儀無くされたとすれば、それは重大な権利の侵害として捉えられるべき事柄であろう。ボルノウのいうような「住む」ということの人間学的意味を無視することは人間にとつてかなり過酷な状況をもたらすものではないだろうか。無論、これが自然の大地、伝統的な共同体を想定するというのであれば、それはかなり無理のある、というよりは不可能な想定であろうが、今日的条件のもとで、わたしたちは「住む」ということの意味を捉え直す必要があるであろう。

インフラの整備や諸制度の網の目によって、われわれの空間は人為的空間以外にはありえない状況である。吉原流にいえば、クロック・タイムと抽象的空間の中でわれわれは生きている。

行政単位は、これもまた抽象的な空間として一定の範囲を持つのみである。もはや共同体としての実態を失った単位にすぎない⁶⁶⁾。そうした中で、わたしたちが「住む」ということの実質を得るとしたら、それはどのようにしてか。これが今日の問題であるといえよう。

この問いを考えるためには、もう一度、空間と民主主義の関係に関する議論に立ち返る必要があるだろう。マツシーは、空間をめぐる民主主義の問題に言及していたが、ここでの議論からすれば、地域社会こそ、民主主義をめぐる争いが展開されてきた舞台であるといえる。抽象的空間にすぎない地域社会が民主主義の舞台となったのは、空間管理に関する権利をめぐる争いを通じてである。もともと、この点については注意が必要で、マツシーは空間の開放性を強調し、それによってアイデンティティの固定化を避けようとしていたが、しかし、意思決定という場面が出てきたとき、この開放性はそのまま維持できるであろうか。意思決定に参加する者は誰か。メンバーシップの問題が出てくるのではないだろうか。今後の課題として提示しておきたい。

誰が空間への権利をもつか。住民運動の焦点はこの問いであったし、今もまたいわゆる「まちづくり」をめぐる、空間管理のあり方が問われている。自らが住む空間をどのように構成するのか、誰がその権利を持つのか、こうした問いが、土地や計画に関わる法制の中で問われるようになってきている。地

域社会とは、各自にとっては切実性のない抽象的な空間かもしれないが、共通利益は個別利益とは別の次元にあるとは限らない。空間を一つの財であるとすると、その使用法は、財の分配である。この分配に公共性を認め、その使用についての意思決定の方法を民主主義の原則に照らして考えていくこと、こうした中からしか、抽象的な空間が「住む」世界として再構成されることはないであろう。

注

(1) 大塚元「政治思想の「空間論的転回」——土地・空間・場所をめぐる震災後の政治学的課題を理解するために」立命館言語文化研究二九巻一号

(2) ただし、空間と場所という概念に関しては文脈によって、かなり異なった意味を持ちうるが、その点に関しては後ほど言及する。空間論の問題意識に関しては、さしあたりオットー・フリードリッヒ・ボルノウ（大塚恵、池川健司・中村浩平訳）『せりか書房一九八八年、イーフトゥアン』『空間の経験——身体から都市へ』山本浩訳ちくま学芸文庫一九九三年、エドワード・レルフ『場所の現象学』高野岳彦・阿部隆・石山美也子ちくま学芸文庫一九九九年、ギデンズ（The Consequences of Modernity, Polity Press 2009）松尾精文・小幡正敏訳『近代とはい

- かなる時代か・モダンテイの帰結』而立書房二〇〇六年、ジョン・アーリ『モビリティーズ 移動の社会学』吉原直樹・伊藤嘉高訳 作品社二〇一五年、ジグムント・パウマン『リキッドモダンテイー液状化する社会』森田典正訳、大月書店二〇〇一年、ドリーン・マッシー『空間のために』月曜社、二〇一四、エドワード・ソジャ『第三空間論 ポストモダンの空間論的転回』加藤政洋訳、青土社、二〇一七年、マルク・オジェ『同時代世界の人類学』森山工訳、藤原書店、二〇〇二年の他、日本での議論としては、吉原直樹『モビリティと場所 二一世紀都市空間の転回』東京大学出版会二〇〇八年、『コミュニティスタディーズ』作品社二〇一一年、広井良典『コミュニティを問いなおす』ちくま新書、二〇〇九年、篠原雅武『空間のために―遍在化するスラム的世界のなかで』以文社、二〇一一年、『公共空間の政治理論』人文書院、二〇〇七年、丸田一『場所』論、N T T出版、二〇〇八年、斎藤純一『場所の喪失／剥奪と生活保障』斎藤・川岸・今井著『原発政策を考える三つの視点』早稲田大学出版部二〇一三年。伊藤洋典『八共同体Vをめぐる政治学』ナカニシヤ出版、二〇一三年などを参照。
- (3) 広井、前掲書。
- (4) ボルノウ、前掲書、一五頁。
- (5) 同上、五七頁。
- (6) 同上、六〇、七三頁
- (7) 同上、一〇五頁以下。
- (8) 同上、一二二頁。
- (9) 同上、一二四頁。
- (10) 同上、五七頁。
- (11) イーファー・トゥアン、前掲書、二九頁。
- (12) 同上、三一八頁。
- (13) エドワード・レルフ、前掲書、二六頁。
- (14) マルク・オジェ、前掲書、一八頁
- (15) 同上、二四四頁。
- (16) 同上、二四五頁。
- (17) 同上、二四五頁。
- (18) 同上、二七六頁。
- (19) ボルノウ、前掲書、一〇八頁。
- (20) 同上、一一一頁。
- (21) マッシー、前掲書、一二七頁。
- (22) 同上、一二八頁。
- (23) 同上、一六九―一七〇頁。
- (24) 同上、一六八頁。
- (25) 同上、二八四頁。
- (26) 同上、二八五―二八六頁。
- (27) 同上、二八六頁。
- (28) 同上、二八九頁。

- (29) ボルノウ、前掲書、九六一―九七頁。
- (30) 注の(28) および篠原『空間のために』を参照。またこの点に関しては、のちに言及するが、いわゆる「まちづくり」においても土地の使用法や景観に関して、住民間の価値観、意見の相違による紛争の契機がひそんでいる。これらも空間をめぐる紛争である。
- (31) これら三つの論点以外に、ウェブ空間まで含めた問題に関して、丸田前掲書のほか、ローレンス・レッシグ『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』(山形浩生・柏木亮二訳、翔泳社、二〇〇一年も参照。特に「アーキテクチャ」の概念は、システムの設計自体に潜む制約をあぶり出している点で、示唆的である。
- (32) 吉原『モビリティと場所 二二世紀都市空間の転回』前掲、一八頁。
- (33) 同上、二四頁。
- (34) 同上、七八頁。
- (35) 同上、七九頁。
- (36) 同上、一一〇―一二二頁。
- (37) 吉原、『コミュニティスタディーズ』前掲、三五―三頁。
- (38) 篠原『空間のために』前掲、一五頁。
- (39) 同上、三〇頁、「生産される空間」という質感とも述べている。
- (40) 同上、一八三頁。
- (41) 同上、七七頁。
- (42) 花田達郎、木鐸社、九六年、八一頁。
- (43) 丸田、前掲書、一〇五頁。
- (44) 御厨貴「戦時・戦後の社会」『日本経済史七「計画化」と「民主化」』中村隆英編、岩波書店、一九八九年所収。一つのヒントとして御厨があげているのが、一九三五年の岡田内閣の東北開発問題に端を発した地域開発政策である。これはその後の広田内閣によって、東北興業株式会社法、東北振興電力会社法として、東北地方を一つのブロックとして捉えた地域開発的発想が芽生えたことをあげている。同上、二四一―二四二頁。
- (46) 同上、二四二頁。
- (47) 企画院『基本国策要綱』四頁。
- (48) 御厨、前掲論文、二七二頁。
- (49) 建設省計画局、一四頁。同様のことは外務省調査局『日本経済再建の基本問題』という報告書にも記されている。同報告書一六四頁参照。
- (50) 『きり拓かれてゆく日本』では、総じて人口圧力と資源開発が強調され、国土の総合的開発によって増える人口を養うことが言及されている。同じく外務省調査局前掲報告書、一七五頁。
- (51) 宮本憲一『地域開発はこれでよいか』岩波新書、一九七三年、二二頁。

- (52) 昭和三七年閣議決定『全国総合開発計画』
- (53) 山崎朗「戦後日本の国土開発政策」中俣均編『国土空間と地域社会』朝倉書店、二〇〇四年所収、六四頁。ちなみに山崎は国土開発を空間克服産業の発展として捉え、分析している。
- (54) 宮本、前掲書、四三―四四頁。
- (55) 同上、四四頁。
- (56) 辻清明『日本の地方自治』岩波新書、一九七六年、一七一―一九頁。
- (57) 宮本憲一、前掲書、四五頁。
- (58) 本間義人『国土計画を考える』中公新書、一九九九年、四八頁。
- (59) 経済企画庁編『新全国総合開発計画』昭和四四年、一一頁。
- (60) 『昭和六〇年の日本列島 新全国総合開発計画の解説』日本経済新聞社、一四頁。
- (61) 同上、二九頁。
- (62) 同上、一六五―一六六頁。
- (63) 宮本、前掲書、四七頁。
- (64) こうした見方に関して、例えば村松岐夫『地方自治』東京大学出版会、一九八八年、五七―五九頁。
- (65) 同上、一六七―一六八頁。
- (66) 例えば、松沢裕作『市町村合併から生まれた日本近代』
- (67) 講談社選書メチエ、二〇一三年。
例えば、芝池義一・見上崇洋・曾和俊文編著『まちづくりに・環境行政の法的課題』日本評論社、二〇〇七年参照。